

令和7年度 第4回

鶴岡市国民健康保険運営協議会

日 時：令和8年2月10日（火） 午後1時～

場 所：鶴岡市役所 別棟2号館21, 22, 23号会議室

## 会 議 次 第

1. 開 会
2. あいさつ
3. 会議録署名委員の指名
4. 議 題
  - (1) 令和8年度鶴岡市国民健康保険事業計画（案）について . . . . . 1
  - (2) 令和8年度鶴岡市国民健康保険特別会計予算（案）について
    - ・事業勘定 当初予算（案）の概要 ほか . . . . . 5
    - ・直営診療施設勘定 当初予算（案）の概要 . . . . . 8
  - (3) 鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正について . . . . . 11
    - ・課税限度額の引き上げ
    - ・低所得世帯への軽減判定所得基準の引き上げ
    - ・子ども・子育て支援金分に係る軽減
  - (4) その他
5. そ の 他
6. 閉 会

## 4. 議 題

### (1) 令和8年度鶴岡市国民健康保険事業計画(案)について

令和8年度 鶴岡市国民健康保険事業計画(案)

国民健康保険事業は、県と市町村の共同運営となっており、事業運営の指針である「第2期 山形県国民健康保険運営方針(令和6年3月策定)」に基づき、安定的な財政運営並びに広域的及び効率的な運営の推進に取り組んでいく。

特に、市町村の主な役割とされている資格管理や国保税の適正賦課及び収納率の向上対策、医療費の適正化に向けた取り組みや保健事業の実施、財政面での保険者インセンティブである保険者努力支援制度への的確な対応などについて、以下に掲げる事業を推進することにより、国民健康保険業務の適正かつ安定的な運営を図る。

#### 1 重点目標

- (1) 安定的な財政運営の維持
- (2) 適正課税の推進
- (3) 収納対策の取組強化
- (4) 保健事業の推進
- (5) 被保険者資格の適用適正化
- (6) 医療費適正化の推進
- (7) 国民健康保険制度の趣旨普及と広報活動の充実
- (8) 事務の適正実施と窓口サービスの向上
- (9) 国民健康保険診療所の適正運営

#### 2 実施事業概要

##### (1) 安定的な財政運営の維持

国保税率については、令和8年度から創設された「子ども・子育て支援金分」の税率設定と併せて、全体の税率の見直しを行ったが、子ども・子育て支援金制度の段階的導入をふまえ、税率の見直しを継続して行う。

また、被保険者の状況や財政収支、保険税水準の統一による国保事業費納付金の動向等を見据えながら、国保会計の財政運営の安定化を図るため、収支の均衡確保等の取り組みを行う。

##### (2) 適正課税の推進

公平な税負担の確保に向けて被保険者世帯の所得の把握に努め、適正な課税を行う。

- ① 分かりやすい広報に努め、保険税の改正事項や税の仕組みに

関する周知を丁寧に行うとともに、市民からの問合せに対する窓口・電話対応等の相談業務の充実を図る。

- ② 未申告者に対する二次申告相談等の実施によりその早期解消を図る。

### (3) 収納対策の取組強化

主要財源である保険税について、現年分収納率96.48%、滞納繰越分収納率16.95%を目標に税収の確保を図る。

- ① 国民健康保険税の普通徴収に係る口座振替の原則化について、納税通知書への口座振替依頼書の同封や金融機関窓口・各種広報での勧奨などにより周知を図る。
- ② 地方税統一QRコード(eL-QR)を利用したキャッシュレス納付やコンビニ納付の実施により、納税義務者の利便性向上を図る。
- ③ 納税推進員を配置し、滞納初期段階での文書催告、電話催告、夜間催告及び臨戸等による納付勧奨を行う。
- ④ 納付が困難な状況にある納税義務者に対し、継続的な納付につながる納付相談を行うとともに、生活・財産等の実態調査を行い、早期の滞納解消に向けた納税指導を実施する。
- ⑤ 納付約束不履行者や長期滞納者については、地方税法に基づく滞納処分(差押え)の適正執行や国民健康保険法に基づく特別療養費の支給への変更など、公平適切な措置を講じる。
- ⑥ 職員が実践的な知識を習得するため、各種研修に積極的に参加することにより、人材育成を図る。

### (4) 保健事業の推進

「第3期データヘルス計画(保健事業実施計画)」及び「第4期特定健康診査等実施計画」による目標値等を踏まえ、国保データベース(KDB)システムを有効活用し、健診・医療・介護等の情報に基づき、効率的、効果的な保健事業をPDCAサイクルにより実施する。

- ① 特定健診については、令和8年度は受診率56%(最終目標値は令和11年度受診率60%)を目標とし、効果的な受診意向調査の実施、受診券の発行や広報等による啓発、国保連合会事業を活用した健診未受診者及び未申込者への受診勧奨に取り組む。

また、令和8年度から新たに、医師会や医療機関と連携し、特定健診未受診者対策事業(みなし健診)※に取り組み、さらなる受診率の向上を図る。

※通院中の医療機関での診療において、検査結果が特定健診の基本項目を満たす特定健診未受診者の方を対象に、本人から同意を得た上で、医療機関から国保連合会へ診療情報を提供する取り組み。

- ② 特定保健指導については、令和8年度は実施率51%(最終目標値は令和11年度実施率60%)を目標とし、人間ドック及び

集団健診の健診日に初回面接を実施するとともに、ICTを活用した支援を充実させ、利用者の利便性の向上と、ポイントを押さえた指導により、実施率と対象者減少率の向上を図る。

- ③ 糖尿病予防及び重症化防止対策、特定保健指導未利用者への訪問指導、健診異常値放置者への受診勧奨、肥満者への生活習慣病の一次予防の推進に取り組み、被保険者の健康の保持増進と重症化防止を図る。
- ④ 40歳以上の全年齢を対象に、人間ドック助成を行い、健診受診率の向上を図る。(助成額7,000円)
- ⑤ 市全体の健康づくり事業や健康スポーツ事業、高齢者の福祉事業等との連携を図り、被保険者の健康の保持増進を促進する。
- ⑥ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」については、75歳以上の高齢者の保健事業を国民健康保険の保健事業や介護保険法に規定される介護予防事業と一体的に実施し、健康寿命の延伸を図る。

#### (5) 被保険者資格の適用適正化

適正な事業運営の基本となる被保険者資格の適用適正化を進める。

- ① オンライン資格確認システムから提供される資格重複状況結果一覧や日本年金機構から提供される国民年金リストの活用により、他保険との重複加入解消の取組みを進めるとともに、国保加入時における社保扶養適用の確認、居所不明者への対応など、計画的に適用の適正化を図る。
- ② マイナンバーカードの健康保険証利用の実施に伴い、健康保険が変更した際の届出への認識が希薄化していることから、国民健康保険の資格の得喪手続きに関する周知について、より一層努める。

#### (6) 医療費適正化の推進

効果的な医療費適正化施策を実施し、医療費の適正化を図る。

- ① レセプト点検事業について引き続き国保連合会へ委託するとともに、被保険者資格点検による請求事務の適正化を図る。
- ② 医療費通知により、世帯及び被保険者ごとの医療費状況について情報提供を行う。
- ③ 第三者行為の把握については、医療機関等への協力要請とレセプト情報に加え、損害保険関係団体と交わした覚書による傷病届の迅速かつ確実な提出を受けるための体制構築を推進しながら、PDCAサイクルによる継続的な取り組みを行う。  
また、国保連合会に第三者行為損害賠償求償事務共同処理業務を委託し確実な求償を図る。
- ④ 適正受診に向けた重複受診・頻回受診の改善や軽症患者の救急医療受診の改善(かかりつけ医や休日夜間診療所、救急電話相

談の利用)、適正な服薬(かかりつけ薬局、残薬対策)について、市のホームページや「国保だより」により啓発を図る。

- ⑤ ジェネリック医薬品の使用促進のため、差額通知等の実施により引き続き普及啓発する。

また、ジェネリック医薬品の使用状況について、年齢別(5歳区分)の切替人数や切替割合を把握し、使用割合90%を目標とする。

- ⑥ 柔道整復師の施術に係る療養費等の適正化に向けた広報等を行うとともに、山形県が実施する「柔道整復施術療養費適正化事業」へ参加し、柔道整復施術療養費申請書の保険者点検の充実を図り、医療費適正化に努める。

## (7) 国民健康保険制度の趣旨普及と広報活動の充実

円滑な事業運営を行うため、保険制度や保険税、医療・財政状況、制度改正等に関する周知広報活動を充実する。

- ① 市広報、国保だより、ホームページ、市役所市民ロビーの受付番号表示モニター等を活用するとともに、各種イベント時におけるパンフレット配布、山形県保険者協議会の共同キャンペーンへの参加等により、国民健康保険に対する市民理解の促進を図る。

また、税に関する標語や作文募集等により、納税意識を啓発する。

- ② 子ども・子育て支援金制度や高額療養費の見直しなどに関し、制度改正等の内容について、適時適切に広報を実施する。

## (8) 事務の適正実施と窓口サービスの向上

- ① 職員研修の充実や基幹電算システムの運用等により、被保険者資格の得喪や保険給付等の事務の適正化・迅速化を進めるとともに、市民からの相談に対する親切な対応・説明など窓口サービスの向上に努める。
- ② 70歳以上の被保険者のみの国保世帯の高額療養費支給申請手続きの簡素化に取り組み、高齢者世帯等の利便性を図る。
- ③ 被保険者の負担軽減のため、各種申請の郵送対応に努める。
- ④ 資格確認書及び資格情報のお知らせの更新事務及び国保への新規加入者への対応に関し、適切な事務処理に努める。

## (9) 国民健康保険診療所の適正運営

山間地における地域医療の確保を図るため、医師の確保に努めて国民健康保険診療所を適正に運営する。

診療所医療機器については、耐用年数等を考慮しながら、計画的な更新を図る。

## (2) 令和8年度鶴岡市国民健康保険特別会計予算(案)について

令和8年度国民健康保険特別会計(事業勘定)当初予算(案)の概要

【歳入】

(単位:千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度当初	増 減	備 考
<b>1 国民健康保険税</b>	<b>2,263,048</b>	<b>2,150,335</b>	112,713	
一般分	2,262,925	2,150,137	112,788	子ども・子育て支援金分の新設
退職分	123	198	▲75	
<b>2 督促手数料</b>	<b>452</b>	<b>651</b>	▲199	
<b>3 国庫支出金</b>	<b>14,987</b>	<b>374</b>	14,613	
<b>4 県支出金</b>	<b>8,766,682</b>	<b>8,977,140</b>	▲210,458	
保険給付費等交付金 (普通交付金)	8,653,687	8,862,596	▲208,909	
保険給付費等交付金 (特別交付金)	112,994	114,543	▲1,549	
保険者努力支援分	61,440	62,466	▲1,026	
特別調整交付金分	7,847	6,717	1,130	
県繰入金分	6,875	6,995	▲120	
特定健康診査等負担金分	36,832	38,365	▲1,533	
財政安定化基金交付金	1	1	0	存目計上
<b>5 利子及び配当金</b>	<b>4,932</b>	<b>1,956</b>	2,976	
<b>6 繰入金</b>	<b>816,947</b>	<b>882,240</b>	▲65,293	
一般会計繰入金	815,196	881,198	▲66,002	
保険基盤安定分	598,973	622,483	▲23,510	
未就学児均等割保険税	4,039	4,216	▲177	
産前産後期間保険税	1,205	1,177	28	
事務費分	109,990	121,858	▲11,868	
出産育児一時金	0	20,000	▲20,000	繰入廃止
財政安定化支援事業分	70,354	88,348	▲17,994	
地方単独事業減額波及分	30,635	23,116	7,519	
運営基金繰入金	1,751	1,042	709	
<b>7 前年度繰越金</b>	<b>100,000</b>	<b>100,000</b>	0	
<b>8 諸収入</b>	<b>24,461</b>	<b>27,322</b>	▲2,861	
計	<b>11,991,509</b>	<b>12,140,018</b>	▲148,509	

## 【歳出】

(単位：千円)

款 項 目	令和8年度	令和7年度当初	増 減	備 考
<b>1 総務費</b>	<b>134,510</b>	<b>132,688</b>	1,822	
総務管理費	98,256	95,759	2,497	
徴税費	34,814	35,280	▲ 466	
運営協議会費	743	887	▲ 144	
趣旨普及費	697	762	▲ 65	
<b>2 保険給付費</b>	<b>8,693,249</b>	<b>8,904,710</b>	▲ 211,461	
療養諸費	7,409,143	7,628,038	▲ 218,895	
高額療養費	1,244,394	1,234,457	9,937	
移送費	200	201	▲ 1	
出産育児諸費	27,512	30,013	▲ 2,501	
葬祭諸費	12,000	12,000	0	
傷病諸費	0	1	▲ 1	
<b>3 国保事業費納付金</b>	<b>2,915,013</b>	<b>2,855,602</b>	59,411	
医療給付費分	1,835,648	1,867,711	▲ 32,063	
後期高齢者支援金等分	759,258	750,704	8,554	
介護納付金分	247,833	237,187	10,646	
子ども・子育て支援納付金分	72,274	0	72,274	新設
<b>4 保健事業費</b>	<b>206,019</b>	<b>205,029</b>	990	
特定健康診査等事業費	147,674	143,373	4,301	
保健事業費	58,345	61,656	▲ 3,311	
<b>5 基金積立金</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	0	存目計上
<b>6 公債費</b>	<b>500</b>	<b>500</b>	0	
<b>7 諸支出金</b>	<b>32,217</b>	<b>31,488</b>	729	
<b>8 予備費</b>	<b>10,000</b>	<b>10,000</b>	0	
計	11,991,509	12,140,018	▲ 148,509	

## 【差引等】

(単位：千円)

項 目	令和8年度	令和7年度当初	増 減	備 考
形式収支	0	0	0	
単年度収支	▲ 101,750	▲ 101,041	▲ 709	
事業運営基金残高	848,697	850,447	▲ 1,750	

※令和8年度基金残高は令和7年度末の残高見込みから予算ベースで積算

### 鶴岡市国民健康保険の財政見通し

(単位:千円)

#### 歳入

年 度	(決算額)		(推計額)						
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
国 保 税	2,393,728	2,292,406	2,417,804	2,263,048	2,164,760	2,080,218	1,988,472	1,893,040	1,805,196
国 県 支 出 金	9,125,800	8,858,008	8,605,637	8,781,669	9,006,058	9,240,216	9,536,283	9,785,210	10,056,777
一 般 会 計 繰 入 金	800,866	873,730	821,099	815,196	785,935	758,266	728,780	701,407	675,812
基 金 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	250,712
前 年 度 繰 越 金	1,876,686	1,998,127	1,845,332	1,874,895	1,773,145	1,580,681	1,273,509	868,690	357,888
そ の 他 収 入	21,749	28,316	32,881	29,845	29,845	29,845	29,845	29,845	29,845
<b>歳 入 計</b>	<b>14,218,829</b>	<b>14,050,587</b>	<b>13,722,753</b>	<b>13,764,653</b>	<b>13,759,743</b>	<b>13,689,226</b>	<b>13,556,889</b>	<b>13,278,192</b>	<b>13,176,230</b>

#### 歳出

年 度	(決算額)		(推計額)						
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
総 務 費	82,953	189,784	203,418	134,510	134,510	134,510	134,510	134,510	134,510
保 険 給 付 費	8,777,899	8,606,334	8,461,859	8,693,249	8,932,575	9,166,733	9,462,800	9,711,727	9,983,294
国保事業費納付金	3,063,208	3,004,236	2,855,602	2,915,013	2,863,241	2,865,738	2,842,153	2,825,331	2,809,690
保 健 事 業 費	180,957	172,506	205,029	206,019	206,019	206,019	206,019	206,019	206,019
基 金 積 立 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 支 出	115,685	232,395	121,950	42,717	42,717	42,717	42,717	42,717	42,717
<b>歳 出 計</b>	<b>12,220,702</b>	<b>12,205,255</b>	<b>11,847,858</b>	<b>11,991,508</b>	<b>12,179,062</b>	<b>12,415,717</b>	<b>12,688,199</b>	<b>12,920,304</b>	<b>13,176,230</b>

#### 収支等

年 度	(決算額)		(推計額)						
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
形 式 収 支	1,998,127	1,845,332	1,874,895	1,773,145	1,580,681	1,273,509	868,690	357,888	0
<b>単 年 度 収 支</b>	<b>121,441</b>	<b>△ 152,795</b>	<b>29,563</b>	<b>△ 101,750</b>	<b>△ 192,464</b>	<b>△ 307,172</b>	<b>△ 404,819</b>	<b>△ 510,802</b>	<b>△ 608,600</b>
年 度 末 基 金 残 高	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	599,735

#### 単年度収支と留保財源（基金・繰越金）の見通し



令和8年度鶴岡市国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）当初予算(案)の概要

【歳入】

単位：千円

款項	目	節・説明	令和8年度	令和7年度	増減	備考	
1	診療収入		8,477	9,559	▲ 1,082		
1	1 外来収入		8,447	9,509	▲ 1,062		
	1	国民健康保険診療報酬収入	現年度分	1,004	1,387	▲ 383	
	2	社会保険診療報酬収入	現年度分	778	627	151	
	3	後期高齢者診療報酬収入	現年度分	5,091	5,779	▲ 688	
	4	一部負担金収入		1,156	1,290	▲ 134	
			現年度分	1,154	1,288	▲ 134	
			未収繰越分	2	2	0	
	5	その他の診療報酬収入	現年度分	418	426	▲ 8	
2	1 諸検査等収入	諸検査等収入	30	50	▲ 20		
2	使用料及び手数料		16	24	▲ 8		
1	1 施設使用料	自動車使用料	7	13	▲ 6		
2	2 手数料		9	11	▲ 2		
	1	文書料	文書料	7	9	▲ 2	
	2	福祉医療手数料	福祉医療手数料	2	2	0	
3	1 1 直営診療施設国庫補助金	直営診療施設国庫補助金	2	2	0		
4	1 1 直営診療施設県補助金	直営診療施設県補助金	2	2	0		
5	繰入金		41,806	38,220	3,586		
1	1 一般会計繰入金	一般会計繰入金	36,213	33,530	2,683		
2	1 事業勘定繰入金	事業勘定繰入金	5,593	4,690	903		
6	1 1 繰越金	前年度繰越金	2	2	0		
7	1 1 雑入	雑入	2	2	0		
		計	50,307	47,811	2,496		

【歳出】

単位：千円

款項	目	令和8年度	令和7年度	増減	備考	
1	総務費	44,245	42,532	1,713		
1	1 一般管理費	44,245	42,532	1,713	嘱託医報酬、 一般職人件費、 事務員報酬等	
2	医業費	5,960	5,177	783		
1	1 医療材料費	5,960	5,177	783	医薬品費、 医療器具費	
3	1 1 償還金	2	2	0		
4	1 1 予備費	100	100	0		
		計	50,307	47,811	2,496	

(上田沢診療所)

【歳入】

単位：千円

款項	目	節・説明	令和8年度	令和7年度	増減	備考	
1	診療収入		1,894	2,301	▲ 407		
1	外来収入		1,884	2,291	▲ 407		
	1	国民健康保険診療報酬収入	現年度分	56	61	▲ 5	
	2	社会保険診療報酬収入	現年度分	91	96	▲ 5	
	3	後期高齢者診療報酬収入	現年度分	1,371	1,792	▲ 421	
	4	一部負担金収入		205	251	▲ 46	
			現年度分	204	250	▲ 46	
			未収繰越分	1	1	0	
	5	その他の診療報酬収入	現年度分	161	91	70	
2	1	諸検査等収入	諸検査等収入	10	10	0	
2	使用料及び手数料		3	3	0		
	1	1 施設使用料	自動車使用料	1	1	0	
	2	手数料		2	2	0	
		1 文書料	文書料	1	1	0	
		2 福祉医療手数料	福祉医療手数料	1	1	0	
3	1	1 直営診療施設国庫補助金	直営診療施設国庫補助金	1	1	0	
4	1	1 直営診療施設県補助金	直営診療施設県補助金	1	1	0	
5	繰入金		14,052	12,794	1,258		
	1	1 一般会計繰入金	一般会計繰入金	12,596	11,309	1,287	
	2	1 事業勘定繰入金	事業勘定繰入金	1,456	1,485	▲ 29	
6	1	1 繰越金	前年度繰越金	1	1	0	
7	1	1 雑入	雑入	1	1	0	
		計	15,953	15,102	851		

【歳出】

単位：千円

款項	目	令和8年度	令和7年度	増減	備考	
1	総務費	14,872	13,799	1,073		
	1	1 一般管理費	14,872	13,799	1,073	嘱託医報酬、 事務員報酬等
2	医業費	1,030	1,252	▲ 222		
	1	1 医療材料費	1,030	1,252	▲ 222	医薬品費
3	1	1 償還金	1	1	0	
4	1	1 予備費	50	50	0	
		計	15,953	15,102	851	

(大網診療所)

【歳入】

単位：千円

款	項	目	節・説明	令和8年度	令和7年度	増減	備考
1		診療収入		6,583	7,258	▲ 675	
	1	外来収入		6,563	7,218	▲ 655	
		1 国民健康保険診療報酬収入	現年度分	948	1,326	▲ 378	
		2 社会保険診療報酬収入	現年度分	687	531	156	
		3 後期高齢者診療報酬収入	現年度分	3,720	3,987	▲ 267	
		4 一部負担金収入		951	1,039	▲ 88	
			現年度分	950	1,038	▲ 88	
			未収繰越分	1	1	0	
		5 その他の診療報酬収入	現年度分	257	335	▲ 78	
	2	1 諸検査等収入	諸検査等収入	20	40	▲ 20	
2		使用料及び手数料		13	21	▲ 8	
	1	1 施設使用料	自動車使用料	6	12	▲ 6	
	2	手数料		7	9	▲ 2	
		1 文書料	文書料	6	8	▲ 2	
		2 福祉医療手数料	福祉医療手数料	1	1	0	
3	1	1 直営診療施設国庫補助金	直営診療施設国庫補助金	1	1	0	
4	1	1 直営診療施設県補助金	直営診療施設県補助金	1	1	0	
5		繰入金		27,754	25,426	2,328	
	1	1 一般会計繰入金	一般会計繰入金	23,617	22,221	1,396	
	2	1 事業勘定繰入金	事業勘定繰入金	4,137	3,205	932	
6	1	1 繰越金	前年度繰越金	1	1	0	
7	1	1 雑入	雑入	1	1	0	
		計		34,354	32,709	1,645	

【歳出】

単位：千円

款	項	目	令和8年度	令和7年度	増減	備考
1		総務費	29,373	28,733	640	
	1	1 一般管理費	29,373	28,733	640	一般職人件費、事務員報酬等
2		医業費	4,930	3,925	1,005	
	1	1 医療材料費	4,930	3,925	1,005	医薬品費、医療器具費
3	1	1 償還金	1	1	0	
4	1	1 予備費	50	50	0	
		計	34,354	32,709	1,645	

### (3) 鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正について

国保税の課税限度額及び軽減判定所得は、地方税法施行令（以下「施行令」という。）に基準が規定されており、令和8年度税制改正大綱の閣議決定に伴う施行令の一部を改正する政令は、令和7年度末に公布され、令和8年4月1日から施行される予定である。

また、子ども・子育て支援金に係る課税限度額や低所得者等への軽減については、施行令に規定される基準に従い、条例で定めることとなっているが、新たな区分である18歳以上被保険者均等割に対する軽減基準及び18歳未満被保険者の均等割軽減（免除）について、現行施行令には規定がないため、施行令への追加（一部改正）を令和7年度末に行うこととなっている。

そこで、施行令の一部改正に伴う鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正に係る議会への提案は、施行令の一部を改正する政令の公布日以後の適切な時期に行う。

#### ① 令和8年度国民健康保険税課税限度額の引き上げ

	〈現行〉	⇒	〈改正案〉
○基礎課税額（医療保険分）	66万円		<u>67万円</u>
○後期高齢者支援金等分	26万円		変更なし
○介護保険分	17万円		変更なし
○子ども・子育て支援金分			<u>3万円</u> （新設）
●課税限度額合計	109万円		⇒ <u>113万円</u>

#### ② 低所得世帯への税額軽減に係る軽減判定基準所得額の引き上げ

- 7割軽減となる世帯の判定基準所得額  
 〈現行〉  $43万円 + 10万円 \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者の数} - 1)$   
 〈改正なし〉
  
- 5割軽減となる世帯の判定基準所得額  
 〈現行〉  $43万円 + (30万5千円 \times \text{被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者の数} - 1)$   
 〈改正案〉  $43万円 + (31万円 \times \text{被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者の数} - 1)$
  
- 2割軽減となる世帯の判定基準所得額  
 〈現行〉  $43万円 + (56万円 \times \text{被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者の数} - 1)$   
 〈改正案〉  $43万円 + (57万円 \times \text{被保険者数}) + 10万円 \times (\text{給与} \cdot \text{年金所得者の数} - 1)$

※世帯主と被保険者の合計所得が、上記判定基準所得額以下である場合に税額軽減が受けられる。

### ③ 子ども・子育て支援金分に係る軽減

- 低所得世帯への18歳以上被保険者均等割額の軽減
- 出産した被保険者への18歳以上被保険者均等割額の軽減
- 18歳未満の被保険者への被保険者均等割の軽減（免除）

#### 【参考：令和8年3月議会定例会へ提案】

- ①基礎課税額（医療保険分）の所得割、被保険者均等割、世帯平等割の税率（額）の引き下げ
- ②子ども・子育て支援金分の税率（額）の新設

# 鶴岡市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和8年2月10日現在)

区分	氏名	就任年月日	備考
被保険者代表	佐藤 隆雄	R7.11.15～	鶴岡市農業協同組合
	上林 淳	R7.11.15～	庄内たがわ農業協同組合
	亀井 栄一	R7.11.15～	出羽庄内森林組合
	岩本 輝久	R5.8.7～	鶴岡商工会議所
	本間 加知子	R7.11.15～	出羽商工会
保険医・保険 薬剤師代表	福原 晶子	H21.11.15～	鶴岡地区医師会
	佐久間 正幸	H21.11.15～	鶴岡地区医師会
	菅原 真樹	R7.11.15～	鶴岡地区医師会
	和田 瑞可	R7.11.15～	鶴岡地区歯科医師会
	鳥海 良明	R元.11.15～	鶴岡地区薬剤師会
公益代表	菅井 巖	R7.11.15～	鶴岡市議会
	佐藤 麻里	R7.11.15～	鶴岡市議会
	今野 祥子	R7.11.15～	鶴岡市議会
	鈴木 聡	R7.11.15～	鶴岡市議会
	佐藤 久樹	R7.11.15～	鶴岡市議会
被用者保険等 保険者代表	小池 信明	R3.8.4～	山形県被用者保険等保険者連絡協議会 (きらやか健康保険組合)
摘要	任期	令和7年11月15日 から 令和10年11月14日 まで	

(市・事務局)

職	氏名
副市長	伊藤 敦
健康福祉部長	菅原 青
課税課長	丸山 正樹
納税課長	齋藤 充
健康課長	五十嵐 亜希
国保年金課長	山口 幸
教育委員会スポーツ課長	阿部 三成
朝日庁舎地域づくり推進課長	齋藤 健一
国保年金課課長補佐	五十嵐 ルミ
国保年金課国保年金専門員	田村 はるな
国保年金課専門員	黒坂 圭
国保年金課主事	池原 陽帆